

平成24年度介護報酬改定案

複合型サービス

説明資料

平成24年3月 新潟県 高齢福祉保健課

平成24年度介護報酬・基準の改定内容

①介護報酬関係

<複合型サービス>

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、 通知等	体制届
		<p>◆複合型サービス費</p> <p>要介護1 13,255単位/月 要介護2 18,150単位/月 要介護3 25,111単位/月 要介護4 28,347単位/月 要介護5 31,934単位/月</p> <p>※月途中から登録した場合や登録を終了した場合は、登録日から月末まで又は月の初日から登録終了日までの期間に対応した単位数を算定すること</p> <p>※「登録日」とは、通い・訪問・宿泊サービスのいずれかを実際に利用開始した日とする</p>	<p>●登録定員を超えている場合若しくは人員基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の70を算定</p> <p>●通い・訪問・宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が週4回を満たさない場合は、所定単位数の100分の70を算定</p> <p>●主治医が末期の悪性腫瘍等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合以下の単位数を所定単位数から減算</p> <p>要介護1～3 925単位/月 要介護4 1,850単位/月 要介護5 2,914単位/月</p> <p>●主治医が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合、その指示日数に以下の単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算</p> <p>要介護1～3 30単位/日 要介護4 60単位/日 要介護5 95単位/日</p>	<p>1(5)H18告示126 P187～P188 2(4)H18通知 0331005等 P502～503</p>	—
初期加算	●事業所に登録した日から起算して30日以内の期間	◆初期加算 30単位/日	●30日を超える病院又は診療所への入院後にサービスの利用を再開した場合も同様	1(5)H18告示126 P188	—
認知症への対応の強化	<p>【認知症加算(Ⅰ)】</p> <p>●日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の登録者に対してサービスを行った場合</p> <p>【認知症加算(Ⅱ)】</p> <p>●要介護2で、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の登録者に対してサービスを行った場合</p>	<p>◆認知症加算</p> <p>認知症加算(Ⅰ) 800単位/月 認知症加算(Ⅱ) 500単位/月</p>		<p>1(5)H18告示126 P188～189 2(4)H18通知 0331005等 P503</p>	—

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、 通知等	体制届
退院等に対する 支援の強化	●病院、診療所、介護老人保健施設から退院(退所)する者に対し、複合型サービス事業所の保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、退院(退所)後、初回の訪問看護サービスを行った場合	◆退院時共同指導加算 600単位/回 ※一人の利用者の退院(退所)につき1回限り (特別な管理を必要とする利用者について、複数日に退院時共同指導を行った場合は2回) ※初回の訪問看護サービスを実施した月に算定		1(5)H18告示126 P189 2(4)H18通知 0331005等 P503	—
在宅サービス基 盤の充実化	●事業開始後1年未満の事業所であって、算定月までの間、登録者数が登録定員の100分の70に満たないこと	◆事業開始時支援加算 500単位/月	●平成27年3月31日までの時限措置	1(5)H18告示126 P189 2(4)H18通知 0331005等 P503	—
医療ニーズへの 対応の強化	●利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制であること ●計画的に訪問することとなっていない緊急時の訪問看護を必要に応じて行うこと	◆緊急時訪問看護加算 540単位/月 ※ 訪問看護を行った月に算定	●算定要件の2つについて、利用者等に対して当該加算の算定の説明し、同意を得ることが必要	1(5)H18告示126 P189 2(4)H18通知 0331005等 P503	必要
医療ニーズへの 対応の強化	【特別管理加算(Ⅰ)】 ●特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態(イ)に該当する状態にある者に対して複合型サービスを行う場合 【特別管理加算(Ⅱ)】 ●特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態(ロ～ホ)に該当する状態にある者に対して複合型サービスを行う場合	◆特別管理加算 特別管理加算(Ⅰ) 500単位/月 特別管理加算(Ⅱ) 250単位/月 ※ 訪問看護を行った月に算定	●看護サービスを行う場合に限る	1(5)H18告示126 P189 2(4)H18通知 0331005等 P503	—
看取りの対応の 強化	●在宅又は事業所で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 ※厚生労働省が定める状態(末期の悪性腫瘍等)にある場合は、ターミナルケアを1日行っていればよい ※ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅又は事業所以外で死亡した場合も含む	◆ターミナルケア加算 2,000単位/月 ※ 利用者の死亡月に加算	●以下の基準に適合しているものとして市町村への届出が必要 ○ターミナルケアを受ける利用者について24時間の連絡体制を確保していること ○必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制であること ○主治医と連携し、ターミナルケアの計画及び支援体制について、利用者等に説明し、同意を得ていること ○利用者の身体状況の変化など必要事項が適切に記録されていること	1(5)H18告示126 P190 2(4)H18通知 0331005等 P503	必要

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆＝新規、◇＝一部修正	留意点	告示、 通知等	体制届
サービス提供体制の強化	<p>【サービス提供体制強化加算(Ⅰ)】 (1)従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施(予定)していること</p> <p>(2)利用者に関する情報や留意事項の伝達、または従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催していること</p> <p>(3)従業者(保健師、看護師、准看護師は除く)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上であること</p> <p>(4)通所介護費等算定方法の基準に該当しないこと</p> <p>【サービス提供体制強化加算(Ⅱ)】 (1)従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が60%以上であること</p> <p>(2)「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)」の(1)、(2)、(4)に該当すること</p> <p>【サービス提供体制強化加算(Ⅲ)】 (1)従業者の総数のうち、勤続年数3年以上の職員の占める割合が30%以上であること</p> <p>(2)「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)」の(1)、(2)、(4)に該当すること</p>	<p>◆サービス提供体制強化加算</p> <p>サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 500単位/月 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 350単位/月 サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 350単位/月</p>		<p>1(5)H18告示126 P190～191 2(4)H18通知 0331005等 P504</p>	必要
		◆介護職員処遇改善加算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり			

②人員基準関係

<複合型サービス>

目的	内容	改正(変更)点	留意点	省令、通知等
	従業者の人員基準 (日中の通いサービス)	常勤換算方法で、通いサービス利用者3人に対して従業者1名以上を配置 ※1名以上は保健師、看護師又は准看護師を配置	●1名以上の看護職員の配置については、常勤を要件とはしていないが、日中のサービス提供時間帯を通じて必要な看護サービスが提供される職員配置とすること	1(13)H18省令34 P294 2(9)H18通知 0331004等 P587～589
	従業者の人員基準 (日中の訪問サービス)	常勤換算方法で、従業者2名以上を配置 ※1名以上は保健師、看護師又は准看護師を配置		1(13)H18省令34 P294 2(9)H18通知 0331004等 P587～589
	従業者の人員基準 (夜勤職員)	夜間及び深夜の時間帯を通じて、従業者1名以上を配置	●宿泊サービス利用者がいない場合、夜間及び深夜の時間帯の訪問サービスを提供するための連絡体制が整備されていれば、夜勤職員は不要	1(13)H18省令34 P294 2(9)H18通知 0331004等 P587～589
	従業者の人員基準 (宿直職員)	夜間及び深夜の時間帯を通じて、従業者1名以上を配置	●宿泊サービス利用者がいない場合、夜間及び深夜の時間帯の訪問サービスを提供するための連絡体制が整備されていれば、宿直職員は不要	1(13)H18省令34 P294 2(9)H18通知 0331004等 P587～589
	従業者の人員基準 (看護職員)	従業者のうち、常勤換算方法で2.5名以上は保健師、看護師又は准看護師を配置 ※1名以上は常勤の保健師又は看護師を配置	●事業者が訪問看護事業者の指定も受けており、かつ、複合型サービス事業と訪問看護事業とが同一の事業所で一体的に運営されている場合、訪問看護事業の看護職員の人員基準を満たすことにより、常勤換算方法で2.5名以上の保健師等を配置しているものとみなす	1(13)H18省令34 P294～295 2(9)H18通知 0331004等 P588～589
	従業者の人員基準 (介護支援専門員)	専従の介護支援専門員を配置 ※「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了していなければならない ※平成25年3月31日までの間は、平成25年3月31日までに当該研修を修了することを予定している者でもよい	●利用者の処遇に支障がない場合は、事業所の他の職務等に従事することができる	1(13)H18省令34 P294～295 2(9)H18通知 0331004等 P589

目的	内容	改正(変更)点	留意点	省令、通知等
	管理者の人員基準	<p>専従かつ常勤で配置</p> <p>※特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所の従業者等として、3年以上認知症である者の介護の実務経験が必要</p> <p>※「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していなければならない</p> <p>※平成25年3月31日までの間は、平成25年3月31日までに当該研修を修了することを予定している者でもよい</p> <p>※保健師又は看護師が管理者になる場合は、上記の研修修了の要件はないが、保健師助産師看護師法の規定により保健師又は看護師の業務の提示を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過していないことと、医療機関における看護、訪問看護や老人保健法及び健康増進法の規定に基づく訪問指導の実務経験が必要</p>	<p>●事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務、又は同一敷地内の他の事業所等の職務に従事することができる</p>	<p>1(13)H18省令34 P295 2(9)H18通知 0331004等 P589～590</p>
	代表者の人員基準	<p>※特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所の従業者等として、認知症である者の介護の実務経験、又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験が必要</p> <p>※「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していなければならない</p> <p>※平成25年3月31日までの間は、平成25年3月31日までに当該研修を修了することを予定している者でもよい</p> <p>※保健師又は看護師が代表者になる場合は、上記の研修修了の要件はないが、保健師助産師看護師法の規定により保健師又は看護師の業務の提示を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過していないことと、医療機関における看護、訪問看護や老人保健法及び健康増進法の規定に基づく訪問指導の実務経験が必要</p>		<p>1(13)H18省令34 P295 2(9)H18通知 0331004等 P590</p>
	登録定員・利用定員	<p>【登録定員】 25名以下</p> <p>【利用定員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通いサービス 登録定員の1/2～15名 ●宿泊サービス 通いサービスの利用定員の1/3～9名 		<p>1(13)H18省令34 P295 2(9)H18通知 0331004等 P590～591</p>

介護報酬改定資料 ～複合型サービスに係る告示・通知（抜粋）～

※ ページは、H24.2.23 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
別冊資料のページ

	ページ
(1) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)	… P 187～ P 191
(2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準 (平成 18 年厚生労働省令第 34 号)	… P 293～ P 299 準用 P 262～ P 265 準用 P 267 準用 P 269～ P 270 準用 P 286～ P 287
(3) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 及び指定地域密着型予防サービスに要する費用の額の算定に関す る基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、 老人保健課長連名通知)	… P 502～ P 504 準用 P 472～ P 475 準用 P 483～ P 484
(4) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス に関する基準について (平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号 老振発第 0331004 号 老老発第 0331017 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、 老人保健課長連名通知)	… P 587～ P 594 準用 P 554～ P 557 準用 P 560 準用 P 562～ P 564 準用 P 567、 P 580 準用 P 582～ P 583

当該資料は、平成 24 年 2 月 23 日時点での厚生労働省案を抜粋して作成したものであ
り、改正後の省令、関係通知により変更がある場合がありますので、ご留意下さい。